

## 岩内町いじめの防止等に関する条例（仮称）案の概要

### 1. 目 的

いじめの防止、早期発見及び早期解消のための対策に関し、基本理念、関係者の責務や役割、基本的な方針の策定並びに対策の基本となる事項等を定めることにより、対策を総合的かつ効果的に推進し、健やかに成長できる環境の形成に寄与すること。

### 2. 用語の定義

(1) いじめ

児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(2) 学校

町内に所在する小学校、中学校及び高等学校。

(3) 小中学校

学校のうち、町が設置した小学校及び中学校。

(4) 児童生徒

学校に在籍する児童又は生徒。

(5) 保護者

親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）。

(6) 町民

町内に住所を有する者、居住する者、勤務する者、在学する者及び地域活動団体等。

(7) 事業者

町内において事業活動を行う個人及び団体。

(8) 重大事態

いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき又はいじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### 3. 基本理念

- (1) 児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- (2) いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること。
- (3) 町、学校、地域住民、家庭、その他の関係者が連携の下、いじめの問題を克服すること。

### 4. いじめの禁止

児童生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならないこと。

### 5. 関係者の責務や役割

- (1) 町及び教育委員会の責務
  - ① いじめの防止等のための対策を策定し、実施すること。
  - ② 学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずること。
- (2) 学校及び教職員の責務
  - ① 学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むこと。
  - ② 子どもがいじめを許さない心情や態度を育むための教育活動の充実に努めること。
- (3) 保護者の責務
  - ① 保護する児童生徒に対し、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させるよう努めること。
  - ② 保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護すること。
  - ③ 町、学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めること。
- (4) 町民及び事業者の役割
  - ① 地域が連携協力して、児童生徒が安心して健やかに成長できる環境づくりに努めること。
  - ② いじめが行われ、又は行われている疑いがあると認めるときは、速やかに、町、学校又は関係機関に情報を提供するよう努めること。

## 6. いじめ防止基本方針

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めること。

## 7. 学校基本方針

いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めること。

## 8. いじめ問題審議会

いじめの防止等のための対策の推進を図るため、教育委員会にいじめ問題審議会を設置すること。

## 9. 重大事態への対処

### (1) 小中学校

児童生徒に重大事態が発生した疑いがあると認める場合には、教育委員会を通じて、町長へ報告。

### (2) 教育委員会

① 重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、審議会に調査を行わせること。

② 必要があると認めるときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を提供すること。

③ 重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずること。

### (3) 町長

① 重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、教育委員会の調査の結果について、調査を行うこと。

② 必要があると認めるときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査の結果その他の必要な情報を適切に提供すること。

③ 重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずること。